

厚木市で、高年齢者の方を雇用する事業主のみなさまへ

高年齢者継続雇用奨励補助金

厚木市では、働く意欲のある高年齢者の方が活躍できる場を確保し、企業の人材不足解消の一助とするため高年齢者を雇用する事業主の皆様に対して補助金を交付します！

申請は
毎年8月中です



令和5年度から
市内在住の方一人につき
5万円になりました

厚木市マスコットキャラクター
あゆむ回ちゃん

交付対象

従業者数が300人以下で8月1日現在に次の要件を全て満たしている事業主の皆様です。

- ① 市内で1年以上事業を継続
- ② 今年度中に66～70歳の方(雇用主の配偶者や3親等内の親族を除く)を1年以上継続して市内事業所内で常用雇用
- ③ 市税を完納

補助金額(1人当たり)

- ① 市内在住の方に年額5万円
(8月1日を基準に3か月以上継続して市内に住所がある)
- ② 市外在住の方及び①に当てはまらない方に年額1万円
(①に当てはまらない方・・・市内在住期間が8月1日を基準に3か月未満)

※市内、市外問わず1企業につき3人まで

裏面もご覧ください

申請期間

8月1日から31日まで(消印有効)

申請方法

電子申請または郵送による申請

(電子申請の利用方法は、市ホームページをご覧ください)

提出書類

- ① 厚木市高年齢者継続雇用奨励補助金交付申請書
- ② 高年齢者雇用内訳書
- ③ 雇用保険被保険者資格取得年月日及び生年月日が確認できる次のいずれかの書類
 - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
 - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)
 - ・公共職業安定所(ハローワーク)が発行する書類
- ④ 役員等一覧表
- ⑤ 請求書

■電子申請の利用方法・各種様式は

厚木市 高年齢者継続雇用奨励補助金

検索



厚木市HP

申請・問い合わせ先

厚木市 産業振興課

〒243-8511

厚木市中町3-17-17(厚木市役所第二庁舎8階)

電話 046-225-2585